

務	00	01	1年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和8年3月末まで有効)			

警 務 第 1 4 0 号  
令 和 7 年 7 月 9 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について

見出しについては、令和7年7月20日（日）執行の参議員議員通常選挙の選挙当日に勤務する職員に対して、別添の総務大臣通知に基づき、特別休暇を取得させるなどの便宜を供与するよう取り計らわれない。

本件担当：警務課企画係

総行管第360号  
令和7年6月25日

国家公安委員会委員長 殿

総務大臣

参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第6条第3項の規定により、選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならないとされているところです。

貴職におかれては、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に当たり、下記のとおり、民間の会社、工場等を含め、選挙当日勤務する全ての者の投票時間の確保等について格段の配慮をお願いします。

記

- 1 選挙当日勤務する政府職員に対する投票の便宜供与等について
  - (1) 選挙権の行使に万全を期するため、選挙当日勤務する政府職員に対しては、公務に支障のない限り投票するための特別休暇、交代勤務等の便宜を与えること。
  - (2) 国会、裁判所及び政府関係機関並びに地方公共団体の職員についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。
  - (3) 民間の会社、工場等においても、(1)の趣旨に準じて選挙権行使のための便宜を図るとともに、遅刻、早退等による給与の差引き等を行わないよう関係各府省庁から協力を依頼すること。
- 2 選挙当日の各種行事、催物等の開催時刻の調整について
  - (1) 選挙当日、政府主催の各種行事、催物等を予定している場合は、開催期日の再検討又は開催時刻の調整を行い、投票の便宜を図るよう考慮すること。
  - (2) 地方公共団体が行う各種行事、催物等についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。

(参考)

○公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）（抄）

（選挙に関する啓発、周知等）

第六条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2 （略）

3 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。